

質 問 回 答 書

令和 3 年 7 月 1 3 日

■プロポーザルに関する質問及び回答

NO.	受付日	ページ番号等	質問内容	回答
1	R3. 7. 12	特記仕様書（案） P1 4. 業務内容等 （2）現状分析と課題 整理	「空き家対策に関連する法律（空家法、土地基本法、民法、不動産登記法等）の～」“等”とは、他にどのような法律を想定されておりますでしょうか。	空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号 最終改正令和 3 年 6 月 30 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号）に記載されておりますが、建築基準法、消防法、道路法などを想定しております。
2	R3. 7. 12	特記仕様書（案） P1 4. 業務内容等 （2）現状分析と課題 整理	「本市で平成 28 年度に実施した空家等実態調査の結果及び令和 2 年度に実施した空家等実態調査の結果から見える本市の空き家の特徴を分析する。」とありますが、これら特徴を分析するに当たり、平成 28 年度の調査結果や、令和 2 年の実態調査報告に挿入されている“図表”などの電子データを受領することは可能でしょうか。	平成 28 年度及び令和 2 年度に実施した空家等実態調査の結果について、電子データ（図表を含む）で市が保有しているものについては業務委託契約締結後に、市と受託業者で協議を行い、必要に応じて貸与することになります。

3	R3. 7. 12	特記仕様書（案）P2 4. 業務内容等 （3）西宮市空家等対策計画の改定の支援	「西宮市空家等対策計画」に掲載されている“図表”の電子データを受領することは可能でしょうか。	「西宮市空家等対策計画」に掲載されている“図表”の電子データで市が保有しているものについては業務委託契約締結後に、市と受託業者で協議を行い、必要に応じて貸与することになります。
4	R3. 7. 12	特記仕様書（案）P3 4. 業務内容等 （4）西宮市空家等対策審議会の運営補助等	西宮市議会への報告及びパブリックコメント実施の予定時期は決まっておりますでしょうか。	西宮市議会への報告（素案：令和3年12月、最終案：令和4年3月）、パブリックコメント（令和4年1月） ※全て予定です。
5	R3. 7. 12	特記仕様書（案）P4 8. 成果品	成果品の本編、概要版、資料編については、無線綴じ製本などの指定はございますでしょうか。	製本方法については本編及び資料編については簡易製本、概要版については中綴じを想定しております。（具体的な製本方法は業務委託契約締結後、市と受託業者で協議し、決定いたします。）
6	R3. 7. 12	募集要項 P4 第7. 提出書類について	「A4サイズ（片面、両面どちらでも可）とし、合計10枚以内とする」とありますが、両面印刷の場合、最大20ページ（表紙含む）以内という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	R3. 7. 12	募集要項 P6 第4. 企画提案書の特 定及び受託候補者の 選定	プレゼンテーションな らびに質疑応答で用い る資料は提出する企画 提案書のみでしょうか。 それとも、プレゼンテー ション用の資料を別途 作成し、使用することは 可能でしょうか。	プレゼンテーションに 使用いただける資料は 提出された企画提案書 のみです。ヒアリングは 提出された企画提案書、 参加申込書類を参考に 市から質問する形とな ります。
8	R3. 7. 12	募集要項 P4 第7. 提出書類につい て	ページ数について、20 ペ ージが上限ということ でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです が、表紙を含んで 20 ペ ージを上限（A4用紙10 枚まで）といたします。
9	R3. 7. 12	特記仕様書（案） P3 4. 業務内容等 （4）西宮市空家等対 策審議会の運営補助 等	空家等対策審議会は、5 回程度の開催を予定さ れていますが、全て出席 するという認識でよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	R3. 7. 12	特記仕様書（案） P3 4. 業務内容等 （4）西宮市空家等対 策審議会の運営補助 等	緊急事態宣言等により、 対面形式による担当者 打合せ、空家等対策審議 会等の開催が困難な場 合は、オンライン形式で の開催なども想定され ているのでしょうか。	緊急事態宣言発令時に おきましても、担当者打 合せは原則対面形式に よる実施を想定してお ります。（軽微な内容に ついての協議は、メー ル、電話で可。）なお、 西宮市空家等対策審議 会につきましては社会 情勢を考慮し、適宜開催 方法を検討して実施し ます。